

高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。

経過措置期間が令和6年（2024年）3月31日までですが、委員会未設置、指針未作成の事業者におかれましては、早期に対応いただきますようお願いいたします。

- 1 各事業者が実施しなければならない事項（基準で定められている事項）
 - (1) 委員会を定期的で開催し、その結果を従業者に周知すること
 - (2) 指針を整備すること
 - (3) 研修を定期的の実施すること
(入所・居住系は年2回以上、それ以外の事業者は年1回以上)
 - (4) 担当者を置くこと

- 2 委員会について
 - ・ 管理者を含む幅広い職種で構成する
 - ・ 他の会議を設置している場合、これと一体的に設置・運営することで差し支えない。

- 3 虐待防止のための指針について

指針の項目は次のとおり

- ・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項
- ・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・ 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・ 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・ 利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- 4 指針作成にあたっての参考資料

厚生労働省ホームページ

高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等のページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

〈施設・介護サービス事業者向け〉

【令和3年度】介護保険施設・事業者における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター）
（報告書別冊）

指針の参考例が掲載されています

- 5 その他

施設における虐待防止に向けた利用者等実態調査及び施設従事者実態調査（R5.6公表）
道 高齢者保健福祉課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/147991.html>